

金沢市では、令和7年8月の大震災により、
経営の安定に支障を来している市内の中小企業者を
支援するため、次の融資をご用意しています。

金沢市中小企業者災害対策資金

災害復旧のために必要な事業資金にお役立てください

○制度概要

融資対象者	次の全ての要件を満たしている方が対象となります。 ・市内に本社事業所を有し、原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者及び組合 ・災害による被害を証明する、り災（被災）証明書が発行された方
資金使途	災害復旧のために必要な事業資金（設備・運転どちらも可）
融資限度額	1企業・1組合 1500万円まで
返済期間	7年以内（うち据置2年以内）
融資利率	0%（無利子）
返済方法	元金均等償還
担保・保証人	取扱金融機関の定めによります。
申込先	取扱金融機関の窓口
取扱金融機関	商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共に共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行
受付期間	令和7年9月17日から令和8年3月31日までの融資実行分
留意事項	・民間・公的融資に関わらず、本制度を利用した借換えはできません。 ・保証の付保等については、石川県信用保証協会の定めのとおりとします。

○お申し込みから融資までの流れ

1. り災（被災）証明書の申請	※電子申請も可能です。詳しくは <input type="button" value="金沢市 り災 検索"/> ※証明書は後日郵送でお届けします。 金沢市役所第一本庁舎2階 資産税課 電話 076-220-2151
2. 借入申込書提出	取扱金融機関窓口に、金沢市が発行するり災（被災）証明書を添付して、金沢市中小企業者災害対策資金借入申込書をご提出してください。
3. 受付・審査・融資の実行	取扱金融機関において審査の上、融資が実行されます。 (詳細は取扱金融機関にご確認下さい。)
4. 融資実行報告	金融機関は市に金銭消費貸借契約証書等の写し、金沢市中小企業者災害対策資金借入申込書及び被害額等内訳調べを添付して、直ちに実行報告書を提出。

問い合わせ先 金沢市経済局産業政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

電話番号：076-220-2204 FAX番号：076-260-7191